

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000029号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000021号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を2万円、平成25年12月13日の標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成25年12月

A社から支給された請求期間①及び②の賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は2万円、請求期間②は34万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、A社の担当者の陳述により、請求期間①は平成18年12月15日、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳から、請求期間②は平成25年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900601号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000006号

第1 結論

平成元年2月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月から平成3年3月まで

大学院に進学となる平成3年3月頃に、大学で行われた国民年金の説明会で、昼間部の大学生(以下「学生」という。)の国民年金への加入が20歳から義務化になるという説明を聞いて、大学の研究室の人達と一緒にA市役所B事務所で加入手続を行った。国民年金保険料を2年間は遡って納付できると聞いたので、後日、同事務所に一人で行き、遡って納付することができる全期間を同事務所窓口で納付した。保険料として30万円程度の現金を一括で窓口へ納付したが、領収書をもらうことはできなかった。請求期間が保険料を納付された期間になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年3月頃に、大学で行われた国民年金の説明会で、学生の国民年金への加入が20歳から義務化になるという説明を聞いて、A市役所B事務所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料を2年間は遡って納付できると聞いたので、後日、同事務所で遡って納付することができる全期間を窓口で納付した旨主張している。

しかしながら、学生が国民年金に強制加入とされたのは平成3年4月1日からであり、それまでは、学生の国民年金への加入は任意とされ、任意加入の申出を行い、申出した日に国民年金の被保険者資格を取得し、申出日の属する月以後の国民年金保険料を納付できるとされていたところ、当時、学生であった請求者が、請求期間の保険料を遡って納付するためには、平成元年2月に国民年金の任意加入の手続を行っている必要があったが、請求者は、国民年金の加入手続を行ったのは、学生の国民年金への加入が20歳から義務化になるという説明会が行われた後の1度のみで、ほかに自分でも家族も加入手続は行っていないとしており、請求者が所持するC県で発行された年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「*」は、平成3年5月頃に払い出されたものである。

また、請求者の年金手帳には、前述の国民年金手帳記号番号のほか「初めて被保険者となった日」として「平成3年4月1日」の記載があり、国民年金の記録欄においても、請求者が同日前に国民年金の被保険者とはなっていないことが確認できるとともに、オンライン記録によると、請求者が最初に国民年金の被保険者資格を取得した日は、「平成3年4月1日」と記録されており、年金手帳の内容と一致していることから、請求者は、同日より前は国民年金には加入しておらず、制度上、保険料の納付義務が生じないため、請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、A市役所のB事務所で請求期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年5月の時点で、同年3月以前の保険料を遡って納付できる場合であっても、平成元年2月及び3月の保険料は既に時効により納付できない上、同年4月から平成3年3月までの保険料は、過年度納付の取扱いとなるところ、国民年金法及び国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令によると、市区町村が取り扱う保険料は現年度以降分とされ、当該年度の保険料について翌年度の4月30日までに納付されないときは、国の歳入徴収官が徴収すると規定されており、A市からは、「市役所の事務所では現年度分の保険料のみ収納を行っており、過年度分の保険料の収納は行っていなかった。」との回答があることから、請求者の主張は、当時の国民年金の保険料納付に係る取扱いとは一致していない。

加えて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索により調査したが、請求者に「*」とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900694号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000005号

第1 結論

平成11年4月から平成13年8月までの請求期間及び平成14年4月から平成29年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年4月から平成13年8月まで
② 平成14年4月から平成29年6月まで

請求期間①及び②について、国民年金が未納と記録されているが、全額免除が承認されていたはずである。平成9年にA市に転入し、平成9年度及び平成10年度はA市役所で全額免除の申請をした。平成10年度の申請の際、その後は全額免除が継続される旨の説明を受けたため、平成11年度以降は市役所での免除申請は行わなかったが、免除が継続されていると思っていた。また、時期は覚えていないが、市役所から免除申請用のはがきが届いたため、記入し返送していた時期もあった。請求期間①及び②を全額免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、平成9年にA市に転入し、平成9年度及び平成10年度はA市役所で国民年金保険料の全額免除の申請を行い、平成10年度の申請の際にその後は全額免除が継続される旨の説明を受けたため、平成11年度以降は市役所での免除申請は行わなかった旨陳述している。

しかしながら、改製原附票により、請求者がB市からA市に転入したのは平成11年4月10日であり、平成9年度及び平成10年度はB市に住所があったことが確認できることから、平成9年度及び平成10年度に係る国民年金保険料の免除をA市において申請することはできない上、毎年申請を行うことなく要件に該当すれば翌年度以降も全額免除が継続される取扱い(以下「継続免除」という。)が導入されたのは平成17年7月であることから、請求期間①及び請求期間②の一部は継続免除の対象とはならず、平成10年度の申請の際に継続免除の説明を受けたとは考え難い。

また、請求者は、具体的な時期は覚えていないが、市役所から国民年金保険料の免除申請用

のはがきが届いたため記入し返送していた時期があったと陳述しているが、A市は、はがきの返送による保険料免除の手続は行っておらず、請求者の国民年金保険料の免除に係る申請書等については保管していないと回答していることから、請求者が同市において国民年金保険料の免除申請を行っていたこと及び平成17年7月以降に継続免除の申出を行っていたことを確認することができない。

さらに、請求期間①は29月、請求期間②は183月と長期間であり、これらの期間を国民年金保険料の免除期間とするためには、請求期間①については3回、請求期間②については少なくとも4回の免除申請手続が必要であり、複数回の免除申請についてその全てが記録されなかったとは考え難い上、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の全額免除の承認について、具体的に記憶していない。

なお、請求期間②直後の平成29年7月から令和元年6月までの期間は国民年金保険料の全額免除期間であるものの、オンライン記録及びB市の回答によると、当該免除に係る申請は、請求者がA市からB市に転出した令和元年5月9日より後の同年6月24日に行われ、2年遡って承認されたものであり、請求者がA市において免除の申請を行ったものではない。

加えて、請求期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間である上、請求期間②は、平成14年4月に国に収納事務が一元化された後の期間であり、年金記録管理の強化が一層図られていた時期であることを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤は考え難いほか、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を免除されていたことが確実に認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900684号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年12月から平成17年11月16日まで

人材派遣会社のA社に採用され、平成13年からB社に、平成14年からC社に、平成17年からD社に派遣社員として勤務した。給与から厚生年金保険料も控除されていたので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述、C社の回答等から、請求者が請求期間に派遣社員として在籍していたと主張する事業所は、現在、E県F市に本社があるA社(事業所整理記号*)であると認められるところ、C社及びD社は、請求期間当時、A社から労働者を受け入れていた旨回答している。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成16年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるほか、同社は、請求期間当時、同社に派遣登録している社員を社会保険に加入させていたかは不明であり、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、B社、C社は、いずれも請求者が請求期間に勤務していたかは不明と回答しているほか、請求者はD社に勤務していた期間に派遣元事業所がA社からG社に変更になったと陳述しているところ、D社は、平成18年3月1日から請求者がG社からの派遣社員として勤務していたことは確認できるものの、同日より前はA社及びG社と請負契約をしていた期間であり、労働者の個人名は特定できず、請求者が勤務していたかは不明と回答している。

さらに、雇用保険の記録により、請求者は平成14年12月1日にG社H支店で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社に照会を行ったが、同社は、請求期間当時、同社に派遣登録している社員を社会保険に加入させていたかは不明であり、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

なお、請求者は、オンライン記録により、請求期間のうち平成14年10月から平成17年10月までの期間については国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、I市の回答により、請求期間を含む平成9年6月29日から平成17年11月17日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。